

○学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

平成27年3月1日

制定

(目的)

第1条 本規程は、学校法人神奈川歯科大学（以下「本学」という。）において行われる研究者等の研究活動について、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる研究者等)

第2条 本規程の対象となる研究者は、「学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範」にて定義するものをいう。

(不正行為)

第3条 本規程における「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、本学研究者等が研究活動を行う場合における次の各号の掲げる行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ・研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿：同一の研究結果についての論文等（投稿中のもの、受理されたものを含む）を二つ以上の審査機関等に投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership：研究成果の発表物（論文等）の著者となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること（ギフト・オーサiership）、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと（ゴースト・オーサiership）、又は本人の承諾なしに著者に加えること。
- (6) 査読における不適切な行為
- (7) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの。
- (8) 「学校法人神奈川歯科大学利益相反管理規程」に反する行為
- (9) 研究費の不正使用・不正受給：学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為

(責任と権限)

第4条 本学の不正行為を防止するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。各責任者の権限については別に定める「学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程」に定める。

(遵守事項)

第5条 研究者等は別に定める「学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程」及び「学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範」を遵守しなければならない。

2 研究者等は、本学が実施するコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講し、その内容を理解した上で、誓約書を提出しなければならない。

3 研究者等は研究活動において得られた研究データについては必要な場合には開示しなければならない。

(コンプライアンス教育・研究倫理教育を履修しない者に対する措置)

第6条 コンプライアンス教育並びに研究倫理教育を履修しない者に対して注意喚起を行い、注意喚起後もなおコンプライアンス教育並びに研究倫理教育を履修しない場合は、研究活動の一時停止等の必要な措置を講ずることができる。

(告発等)

第7条 告発等は「学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程」にて定める次項の通報窓口を通じて受け付けるものとし、電話、電子メール、書面又は面会の方法により行うものとする。

2 総務部部长（場所：神奈川歯科大学横須賀キャンパス本部棟2階、電話：046—822—8751（内線2241）、E-Mail：soumuka@kdu.ac.jp）

3 中村民夫法律事務所（第三者機関）（所在地：東京都千代田区内神田2丁目11—6、連絡先：03—3252—2896、E-Mail：nakamuratamio@iaa.itkeeper.ne.jp）

4 前項の告発等は、原則として、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者又はグループ、不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを受け付けるものとする。

5 前項の定めにかかわらず、匿名による告発等があった場合、告発の内容に応じ顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

6 告発等の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。告発の意思表示がなされない場合であっても、必要と認められた場合、予備調査を実施することができる。

- 7 学会等の科学コミュニティ、報道又は他機関から不正行為の疑いが指摘された場合は、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 8 本学の研究者等について、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者又はグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを本学が確認し必要と認めた場合、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 9 被告発者が他機関で行った研究活動に係る告発等である場合、又は被告発者が他機関にも所属している場合は、当該告発等を他機関へ通知し、当該事案の取扱い等必要な事項について協議する。

（告発者・被告発者等の取扱い）

第8条 告発等を受けた関係者は、告発内容・告発者の秘密を守らなければならない。また、調査を行う場合は調査結果の公表まで告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者は秘密の保持を徹底しなければならない。

- 2 告発等が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。

（予備調査）

第9条 最高管理責任者は、告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、総務部長、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者により行うことを前提とするが、第10条で定める調査委員会を設置して行うことを妨げない。
- 3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情徴収並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとする。
- 4 最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の受付から30日以内に、本調査（以下、「調査」という。）の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。なお、本調査を行うことを決定した場合は、文部科学省にもその旨を報告する。被告発者が他機関に所属する場合は、当該機関の長にも通知するものとする。
- 5 調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者はその理由を付し、告発者に通知す

る。この場合、予備調査の結果を配分機関等及び告発者の求めに応じ開示できるものとする。

(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

- 2 不正に係る調査体制については、最高管理責任者が指名する者及び公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下「外部有識者」という。）を含む調査委員会を設置する。外部有識者は調査委員の半数以上とし、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 委員会に委員長を置き、本学が指名する者をもって充てる。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 5 調査委員会を設置したときは調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 6 告発者及び被告発者は、調査委員について通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てをすることができる。
- 7 本学は前項の異議申立てがあったときは内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。当該異議申立てを却下するときは、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

(調査)

第11条 調査の実施決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は概ね30日以内とする。

- 2 調査の開始に当たり、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知する。告発者及び被告発者は調査に協力しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては、被告発者に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者からの聴取等により行う。

6 学術研究に関する調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

7 調査に際しては以下の点を遵守する。

- (1) 調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。
- (2) 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- (3) 調査の課程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
- (4) 配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- (5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の認定・報告等)

第12条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、調査結果を最高管理責任者に報告する。

- (1) 不正行為が行われた否か。
 - (2) 研究に係る不正行為の場合は、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について。
 - (3) 研究費に係る不正行為の場合は、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について。
 - (4) 不正行為が行われなかったと認定したときは、告発が告発者の悪意に基づくものであったか否か。
- 2 最高管理責任者は調査委員会による調査結果を受けた日から30日以内に不正行為等が行われたか否かを認定する。認定は、調査で得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。
- 3 最高管理責任者は、被告発者が本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、委員会の調査

の過程で告発等が悪意に基づくものであると判明した場合は、併せてその旨の認定を行う。

- 5 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合、第11条第7項第2号の措置を実施していた場合は速やかに解除しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、認定結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、被告発者に他機関に所属があるときは、当該他機関の長にも通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、告発等を受理した日から210日以内に、認定結果として「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」又は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」で定める盛り込むべき項目を含んだ最終報告書を当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

（不服申立て）

第13条 不正行為を行ったと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査において悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、通知を受けた日から起算して10日以内に、最高管理責任者に対し、理由を付した上で書面にて不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は不正行為を行ったと認定された被告発者からの不服申立てを受け付けたときは告発者にその旨を通知するとともに、当該被告発者が他機関に所属するときは当該他機関の長にその旨を通知し、当該事案の配分機関及び文部科学省にその旨報告する。また、不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、当該被告発者が他機関に所属するときは当該他機関の長にその旨を通知し、当該事案の配分機関及び文部科学省に対してその旨報告する。
- 3 最高管理責任者は告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者からの不服申立てを受け付けたときは被告発者にその旨を通知するとともに、当該告発者又は被告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨通知する。
- 4 最高管理責任者は第2項及び第3項の不服申立てについて、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関及び文部科学省に対してその旨報告する。

（不服申し立ての審査等）

第14条 最高管理責任者は不服申立ての審査（再調査を含む。以下同じ。）を、当該調査を行った調査委員会に行わせる。

- 2 前項の不服申立ての審査において、新たに専門性を要する判断が必要となる等の事情がある場合、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合において、新たに審査を行うこととなる者については、第10条第2項を準用する。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該告発についての再調査を実施するか否かを速やかに決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 調査委員会は、不服申立ての審査を実施するときは、不服申立て者に対し第12条第1項の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決のために必要な協力を求めるものとし、不服申立て者が必要な協力を行わないときは、当該審査を行わず又は打ち切るすることができる。
- 5 第3項の審査において、当該不服申立てが当該審査の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的としていると調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 調査委員会は、再調査を開始した場合、特段の事情がない限り、再調査の開始後概ね50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、当該再調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 7 不服申立ての審査において、告発等が告発者の悪意に基づくものであったかどうかの認定を行うに当たっては、第12条を準用する。
- 8 最高管理責任者は第3項又は第6項の報告を受けたときは、被告発者及び告発者に対し、審査結果を通知するとともに、被告発者又は告発者が他機関に所属するときは当該他機関の長に通知する。
- 9 最高管理責任者は前項に定めるものの他、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関及び文部科学省に対して第3項又は第6項の結果を報告する。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、第12条第1項又は第14条第6項の調査結果の報告において、不正行為が行われたとの報告があったときは、特段の事情がない限り、次の事項を公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要な事項

- 2 最高管理責任者は第12条第1項又は第14条第6項の調査結果の報告において、不正行為が行われなかったとの報告があったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が報道される等既に外部に知られている場合及び論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合によるものでない誤りがあった場合はそのことを含む。)の他必要な事項とする。
- 3 最高管理責任者は、第12条第1項又は第14条第6項の調査結果の報告において、当該告発等が告発者の悪意に基づくものと報告があったときは、前項の他、告発者の氏名及び所属を公表する。

(不正行為が行われた場合の措置)

第16条 最高管理責任者は、第12条第1項又は第14条第6項の調査結果の報告において、不正行為が行われたとの報告があったときは、第15条第1項の公表に加え、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 不正行為を行った者に対する本学の就業規則に基づく処分
- (2) 不正行為を行った者に対する当該研究活動に係る論文等の取下げ勧告
- (3) 不正行為を行った者の所属長等に管理責任があると認められるときは、当該所属長等に対する本学の就業規則に基づく処分

2 前項の他、必要に応じ、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 不正行為を行った者に対する期間を定めた本学内外の競争的研究費を含めた研究費(研究機器の維持等に係る経費は除く。)の使用禁止
- (2) 不正行為を行った者に対する既に使用した研究費の全部又は一部の返還請求
- (3) 研究費の私的流用など悪徳性が高いと認められる不正行為があった場合は、刑事告発等の措置

(不正行為が行われなかった場合の措置)

第17条 最高管理責任者は、第12条第1項又は第14条第6項の調査結果の報告において、不正行為が行われなかったとの報告があったときは、第15条第2項ただし書の規定による公表の他、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該事案において不正行為が行われなかった旨の調査関係者への周知
- (2) 被告発者の不利益の発生防止及び名誉回復に係る措置
- (3) その他必要な措置

(委員の謝金及び旅費)

第18条 調査委員会に出席する学外の委員に対し、旅費等必要な経費を支給することができる。

2 委員に対する旅費等の支給に関しては本学規程に則り支給するものとする。

(雑則)

第19条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は最高管理責任者、統括管理責任者の他、関係者により協議する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、不正行為対策委員会の決議及び学長の承認を経て理事会で報告するものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部変更して実施する。

この規程は、令和2年10月1日から一部変更して実施する。

この規程は、令和3年4月1日から一部変更して実施する。

この規程は、令和4年3月1日から一部変更して実施する。

この規程は、令和5年11月1日から一部変更して実施する。